ニュースナビ
News Navi

2014年
6月号

今月のテーマ

佐賀地裁判決に異議あり！ 国家賠償請求を棄却

2月28日に佐賀地裁が下した判決には大きな疑問が寄せられています。死亡時100カ所もの打撲や傷があったにもかかわらず、判決文は安永健太さんを「精神錯乱者」として判断し取り押さえた「警察官らの行為は適法」であると下し、健太さんのご遺族が求めた国家賠償請求を棄却したのです。

■警察官の取り押さえで死亡した安永健太さん

2009年9月25日、佐賀市内の交差点で知的障害のある当時25歳の健太さんが5人の警察官の取り押さえで死亡しました。健太さんは自転車を蛇行運転し、警告に従わなかったという理由で複数の警察官に後ろ手錠をかけられ、路上に顔や体を押さえつけられました。逃げようとして激しく足をばたつかせたため、警察官はさらに体を押さえつづけたところ、意識を失い死亡したのです。

後に蛇行運転は事実でないことが判明し、公判では警察官の暴行を見た証言がなされるなど、取り押さえの理由とした根拠がつぎつぎに崩れ、事実を隠蔽する警察側の行動が明らかになりました。

当日、健太さんは通所授産施設から帰る途中で、自宅にあと3分ほどで着くはずでした。自転車籠にはスペシャルオリンピック世界大会銀メダルや大好きな野球のグローブなど生きてきた歴史と思い出を詰め込んだカバンがいつも入っていました。自宅に戻った彼の顔は全体が腫れ上がり、ご遺族は「普通の死人の顔でない。殴られた痕のようだ」と思ったそうです。

■許せない！ 最高裁で「無罪」確定

この事件に関わった警察官の行為を法に照らし罰することを求めた刑事裁判は、いったん不起訴になりました。しかし、ご遺族は付審判請求します。これは公務員の職権乱用を検察官が不起訴にした場合、裁判所に事件の公判を開くよう請求する特別な手続きで、裁判になるのは1％に満たないですが、公正な裁判を求める11万人もの署名を背景に、その壁を打ち破り、佐賀地裁に付審判決定をさせます。内容は警察官1人に対し「特別公務員暴行陵虐（りょうぎゃく）罪」。他の4人は不起訴となり、警察官の行為と健太さんの死亡との関係性は不問にされました。この裁判では起訴された1人の有罪とどこまで起訴内容を拡げられるかが問われましたが、地裁、高裁で「無罪」判決、最高裁は上告棄却を決定し「無罪」が確定しました。

地裁での公判では警察・検察の証拠書類すべてが開示されず、限られた条件下での裁判でした。

高裁は、警察官の取り押さえが警察官職務執行法にもとづく保護であり適法行為としました。警察官は「知的障害者だと知らず」「安永さんの抵抗は激しく」「取り押さえて落ち着かせようとしたのは致し方なく、声かけをしなかったから保護に当たらない」としました。被告は知的障害者とわかっていても対応に変わりがないと証言し、同行の先輩警察官は保護取扱規定は熟知していないと証言しました。佐賀保護取扱規定は「保護というのは、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うもの」とあり、目的は最大限相手の人権を尊重し命を保護することですが、これは全く論じられず、障害者と知らなかったから仕方ないとされたのです。

■真相を知りたいと民事訴訟

並行して、ご遺族は県を相手取り国家賠償請求訴訟を地裁に起こしました。「現場で何が起きたのか、なぜ命を落としたのか真相を知りたい」と願った父孝之さんにとって、健太さんの命の尊厳と真相究明を全面に掲げる民事裁判は、事件の本質をつくものでした。

警察官の行為が保護行為と言えるかが問われ、障害のある人が安心して暮らしていける地域づくり、そのための警察組織のあり方が問われ、障害のある人の人権そのものが問われた裁判でした。

昨年11月、佐賀地裁は和解案を提示しましたが、警察官の取り押さえに違法性がないことを認める内容だったため、「死なせた行為が正当であるはずがない」との思いから和解を拒否。迎えた判決は国家賠償請求の棄却でした。

■福岡高裁に控訴！

3月13日、ご遺族は、このような事件を繰り返さないため、障害者が安心して暮らせる社会をつくるため、佐賀地裁の判決を不服とし、福岡高裁に控訴しました。全国的な支援が必要です。

品川文雄（しながわ ふみお）
NPO発達保障研究センター

「真実見えてこない」

判決に無念の父親 「必ず同じこと起きる」

佐賀地裁の判決を受け、「真実がわからず悔しい」と話す安永勝行さん＝佐賀市の県弁護士会館

届かなかった声 取り押さえ死の教訓 【上】

【警察官がいる交番を通りすぎ、暴行を受けた】

安永さん事件の経過

2007年	
9月25日	佐賀市の路上で安永健太さんが警察官5人に取り押さえられた現場に居た
11月6日	「警察官が安永さんを殴っていた」との目撃証言を保護が把握していたことが判明
12月3日	県警の山崎繁本部長（当時）が高速道で「暴行の事実は認められない」と答弁
12月25日	佐賀が「警察官の行為は人権侵害」として県弁護士会に人権救済の申し立て
2008年	
1月17日	県議が国会にいた警察官個人を特別公務員暴行陵虐罪容疑で佐賀地検に告訴告発
3月13日	「安永健太さんの死亡事件を考える会」設立
28日	地裁は「取り押さえ行為と死との因果関係は不明」として捜査しての不起訴処分に
4月3日	遺族が「警察官5人の行為は傷害致死罪」に告訴
8日	地検は捜査を「継続される」と判断し、佐賀地裁に送付
2009年	
2月26日	遺族が県を相手取り、約200万円を求める国家賠償請求訴訟を地裁に起こす。地裁に提出した全国からの署名は約11万人分に
3月3日	地裁が「警察官5人のうち1人の暴行陵虐を決定」。残る4人の暴行は不起訴
9月11日	地裁「取り押さえ行為と死との因果関係は不明」。地裁が「付審判請求」を決定
2010年	
7月29日	地裁で「和解案」。県警の指揮責任を認めず、遺族は「真実は明らかにされず」と和解を拒否

2014年3月1日佐賀新聞

「安永事件」とその裁判――特徴は？

桜美林大学 茂木俊彦

今回の判決は、警察官の不当な「保護行為」によって、障害のある一人の青年が死んでしまったという事実から目をそらし、また家族の痛切な哀しみに心を寄せることなく、必要な調査、再調査もまともに行わずに、言い渡されたものであり、まさしく「結論ありき」の不誠実きわまりないものであったと言わざるをえません。

本件で警察官がとった行動は、第1に、「職務質問」を行うという手続きを欠き、かつ安永健太君を、当時取り締まり中だった薬物常習者と見誤って行われた点に特徴があります。職務質問をすれば、健太君が薬物常習者ではないこと、言語能力からして知的障害があるのではないかと疑うことはできたのではないかと思います。その場合には、その後の路上での取り押さえ行為、それに起因する健太君のパニック様行為（私は、健太君のパニックに直面して、警察官もパニック状態になったのであろうと推測しています）、そして死は、発生しなかった可能性が高いのです。

第2は、警察官も裁判官も、障害に関する知識・理解が著しく不足していることです。たとえば後者は、「精神錯乱者」であるか否かについては、知的障害の有無にはかかわりなく、また精神医学などの基礎知識を援用しなくても、「異常な挙動」があれば「社会通念上の判断で足りる」などとしています。また今回の判決文では、健太君の障害について「知的障害程度区分B」などとする、うっかりミスとは言えない誤った表現が見受けられます。

第3は、警察官も裁判官も、障害者の人間としての尊厳、人権の無差別平等性に思いをいたすことが、まったくできていないということです。それが健太君本人に対してはもとより、家族や関係者に対する対応にも影響を与えているのです。

障害者権利条約はもちろんのこと、2013年6月に制定された「障害者差別解消法」(2016年4月施行予定）等々の基本理念と各条項の学習・研修が、警察と司法の双方に強く求められています。